

一般社団法人 香川県中小企業退職金共済会

『特定退職金共済制度(従業員退職金積立)』 ご加入のご案内

# 安心 安全

従業員に「退職金」の充実を。

# 確実 有利



香中退共(香川県中小企業退職金共済会)の特定退職金共済制度にご加入いただくと

退職金の確保

企業負担の軽減

求人对策

優秀な人材の確保と定着

をサポートすることができます!



## 香中退共

かちゅうたいきょう



# 制度のメリット

この特定退職金共済制度は、一般社団法人 香川県中小企業退職金共済会が香川県知事の許可と高松税務署長の承認を得て実施しております。香川県内事業所の従業員に対しての福利厚生充実と勤労意欲の向上につながり人材の定着化ひいては事業の安定成長を目的とした制度となります。

## 01 退職金の準備が手軽にできます

将来必要な従業員の退職金を月々の掛金払込により、計画的にご準備いただけます。事業主は一時に多額な資金を用意する必要がありません。



## 02 従業員の確保・定着に役立ちます

退職金制度の完備は、従業員および入社希望者にとって大きな魅力です。制度に加入することにより、従業員は安心して働くことができ、定着率が高まります。



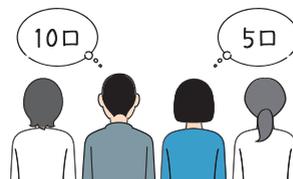
## 03 無理のない掛金設定

月額掛金は1口1,000円で、30,000円までとなります。1,000円単位なので、無理のない掛金設定ができます。



## 04 掛金は従業員1人ごとに設定可能

従業員1人ごとに掛金の設定ができますので、細やかな運用が可能になります。



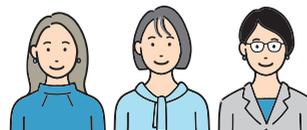
## 05 掛け捨てではありません

掛金をお支払いした1ヶ月目から退職金は支給されます。掛け捨てにはなりません。



## 06 パート従業員も加入できます

正社員だけでなく、パート従業員も制度を利用できます。



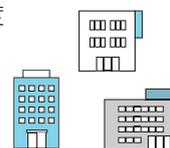
## 07 掛金は全額損金・必要経費

法人企業は損金、個人企業は必要経費として全額非課税になります。このため事業主の実質的負担はそれだけ軽くなり、たいへん有利です。



## 08 退職金制度のない企業では

この制度を利用して、確実な退職金制度を手軽に設けることができます。



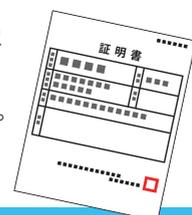
## 09 退職金制度が既にある企業でも

既存の退職金制度の中に、この制度を組込んで、より確実な制度にすることができます。(但し、他の特定退職金共済制度との重複加入はできません)



## 10 建設業経営事項審査の加点対象

当制度は建設業経営事項審査の加点対象になっております。公共工事入札の審査に必要な「加入証明書」を発行しております。  
※営業時間内対応なら即日発行可能!

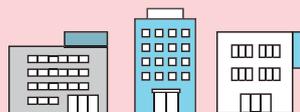


# 加入について

## 加入条件



**契約できる事業所**  
(共済契約者)



**香川県内に主たる事業所を  
有する企業**



**加入できる従業員**  
(被共済者)



**常用従業員（正社員）  
パート従業員  
使用人兼務役員**

- 全従業員の加入が必要です・・・加入する場合には、全従業員を加入させるようにしなければなりません。(任意包括加入)
- 加入させなくてもよい従業員・・・1. 期間を定めて雇われている人 2. 季節的な仕事のために雇われている人 3. 試用期間中の人 4. 非常勤の人 5. 労働時間の特に短い人 6. 休職中の人
- 使用人兼務役員について・・・役員のうち部長、課長、その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事する者をいいます。なお、次のような役員は、使用人兼務役員となりません。 1. 代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算人 2. 副社長、専務、常務その他 これらに準ずる職制上の地位を有する役員 3. 合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行社員 4. 取締役 (委員会設置会社の取締役に限る)、会計参与及び監査役並びに監事



**加入できない方**

(所得税法施行令 第73条第1項第3号)

- 個人事業主本人
- 法人企業の役員 (※使用人兼務役員の場合は加入できます)
- 個人事業主と生計を一にする親族 (※生計を別にする親族で従業員の場合は加入できます)
- 他の特定退職金共済団体の被共済者

## 掛金のお払込み

掛金は取扱金融機関の口座より毎月6日(休日の場合は翌営業日)に自動的に振替えられます。払込方法は口座振替のみです。掛金収納取扱金融機関の一覧は裏面にあります。また、掛金の払込は月払いのみです。年一回払いや前納の取扱いはありません。

- ご加入後、口座振替ができなかった場合は、当会指定の口座にお振込みいただくことになります。
- お申込み後に金融機関、口座等の変更があった場合は、すみやかに香中退共までお電話、もしくは香中退共ホームページからご連絡のうえ、変更手続きをしてください。

## 効力発生日

掛金締切日までにお申込みのあった分については、翌月6日に初回の掛金を取扱金融機関の口座より振替えます。口座振替ができたご契約につき、その日から効力が発生します。

- ご提出いただいたお申込書の不備解決等ができない場合は、第一回目の掛金振替ができませんので、効力が発生いたしません。
- 第1回掛金が、預金口座の残高不足などご加入者の責に帰すべき事由によって口座振替ができなかったときは効力が発生いたしません。

## 退職金共済証の発行

共済契約者に対して『退職金共済証』を発行します。

## 掛金について

### 基本掛金月額

従業員1人につき1口(1,000円)から最高30口(30,000円)まで1,000円刻みに設定できます。

- 掛金は全額事業主負担になります。
- 法人企業は損金、個人企業は必要経費として全額非課税になります。
- 掛金として払込まれた金額(運用益を含む)は、懲戒解雇・行方不明等いかなる理由によっても事業主にはお支払(返還)しません。

### 掛金の増額

ご加入後、掛金を30,000円を上限に増額ができます。

増額される場合は、『退職金共済増額契約申込書』をご記入の上、ご提出ください。

## 退職金について

被共済者(加入従業員)が退職したとき、加入期間に応じて支払われます。

※法人企業の被共済者が役員に就任したとき(使用人兼務役員を除く)にも支払われます。

※個人事業の被共済者が個人事業主になったとき(または個人事業主と生計を一にする親族になったとき)にも支払われます。

### 退職金 = 基本退職金 + 付加退職金

[基本退職金]・・・掛金月額と加入期間(掛金納付月数)に応じて、あらかじめ当会共済制度規約に定められた金額

[付加退職金]・・・運用実績に応じて基本退職一時金に加算される金額

### 退職金の請求

従業員が退職、または死亡した場合、すみやかに香中退共まで請求してください。

### 退職金(または解約手当金)の受取人

退職金(または解約手当金)の受取人は被共済者(加入従業員)です。事業主にはお支払いしません。

- 退職金は退職した従業員(死亡の場合は遺族)の預金口座へ直接振り込まれます。
  - ※振り込まれた退職金は退職所得扱いになります。
  - ※死亡退職金は「みなし相続財産」として相続税の対象となります。詳しくは最寄りの税務署にご相談ください。
- 退職金、解約手当金、掛金として払込まれた金額(運用益を含む)は、懲戒解雇・行方不明等いかなる理由によっても事業主にはお支払(返還)しません。(所得税法施行令 第73条第1項第4号)
- 被共済者が死亡した場合は、労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族補償の順位によります。
- また途中で共済契約をやむなく解約したときでも、この解約手当金は被共済者(加入従業員)にお支払し、事業主にはお支払しません。
- 解約の場合は、被共済者(加入従業員)全員の同意が必要です。

### 退職金支給日

退職金は、締切日以内に書類が届き完備していれば翌月20日(土・日・祝日は翌営業日)に振り込まれます。

※振り込まれた退職金は退職所得扱いになります。

## 解約について

### 解約手当金

途中で共済契約を解約した場合は、香中退共から解約手当金が直接従業員に支払われます。(退職金相当額の80%)

※振り込まれた解約手当金は一時所得扱いになります。

# 基本退職金支給額表

掛金 納付 年数	1,000円	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円
1年	8,700	26,100	43,500	69,600	87,000	130,500	174,000	217,500	261,000
3年	36,000	108,000	180,000	288,000	360,000	540,000	720,000	900,000	1,080,000
5年	60,300	180,900	301,500	482,400	603,000	904,500	1,206,000	1,507,500	1,809,000
10年	121,300	363,900	606,500	970,400	1,213,000	1,819,500	2,426,000	3,032,500	3,639,000
15年	181,120	549,360	915,600	1,464,960	1,831,200	2,746,800	3,662,400	4,578,000	5,493,600
20年	250,140	750,420	1,250,700	2,001,120	2,501,400	3,752,100	5,002,800	6,253,500	7,504,200
25年	321,010	963,030	1,605,050	2,568,080	3,210,100	4,815,150	6,420,200	8,025,250	9,630,300
30年	395,590	1,186,770	1,977,950	3,164,720	3,955,900	5,933,850	7,911,800	9,889,750	11,867,700
40年	556,370	1,669,110	2,781,850	4,450,960	5,563,700	8,345,550	11,127,400	13,909,250	16,691,100

○給付額は当会の退職金共済規約に基づくものですが経済変動により改定される事があります。

○掛け捨てはありません。(1カ月目から支給されます) ※但し3年未満は元本を割ります

**香中退共ホームページでは退職金が年月単位で試算\*できます!**

※基本退職金のみ



## よくあるご質問 Q&A

### Q1 誰が加入できますか?

香川県に主たる事業所がある企業の従業員 (パートを含む) が加入の対象です。

### Q2 家族従業員は加入できますか?

法人企業の場合は従業員である実態があれば加入できますが、個人事業の場合、事業主と生計を一同とする親族の加入はできません。

### Q3 パートタイマーは加入できますか?

できます。パート従業員への退職金制度導入は人材確保や定着にも大変有効です。実際に導入されている企業も増えております。

### Q4 使用人兼務役員は加入できますか?

法人企業で支店長、工場長、部長等使用人としての地位を有し、常時使用人としての職務に従事する者であり、従業員としての賃金の支給を受けている等の実態があれば、加入することができます。

### Q5 従業員が「役員」になった場合はどうすればいいですか?

役員になる前日を退職日として退職金の請求を行ってください。

### Q6 従業員が「代表者」になった場合はどうすればいいですか?

代表者になる前日を退職日として退職金の請求を行ってください。

### Q7 払い込まれた掛金は事業主に返るのですか?

給付金、解約手当金、掛金として振込まれた金額 (運用益を含む) は、懲戒解雇・行方不明等いかなる理由によっても事業主にはお支払 (返還) しません。(所得税法施行令 第73条第1項第4号)

### Q8 給付金の受取人は誰になりますか?

受取人は被共済者 (加入従業員) です。本人が死亡した場合は、労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族補償の順位によりお支払します。

### Q9 退職金に税金はかかりますか?

一時金として支払われる退職金は税法上「退職手当等」とみなされ、退職所得として税法の定めにより計算されます。当会のみ退職金を一時金として受け取る場合ほとんどの方は税金がかかりません。退職所得控除が適用され税制上においては大変大きな優遇措置を受けることができます。

### Q10 病気、けが、出産等で従業員が休職した場合の掛金は?

復帰するまでの間、掛金納付を中断することができます。(正当な理由が必要) その後、掛金納付を再開して継続していきます。

### Q11 退職金共済制度どうしの重複加入はできますか?

独立行政法人勤労者退職金共済機構 (中退共) とは重複加入できますが、特定退職金共済制度 (特退共) の同一従業員は重複加入できません。

## 加入に必要な書類

加入申請には下記書類をご用意いただく必要があります。  
詳しくは当会までお問い合わせください。

- **退職金共済契約申込書**  
(香中退共ホームページからもダウンロードできます)
- **預金口座振替依頼書**  
(専用紙での受付になります)
- **事業所名・代表者名・住所・印鑑届登録簿**  
(専用紙での受付になります)

## 退職金請求に必要な書類

退職金の請求には下記書類をご用意いただく必要があります。  
詳しくは当会までお問い合わせください。

- **退職金共済給付金請求書**  
(香中退共ホームページからもダウンロードできます)
- **退職金共済証**
- **退職所得の受給に関する申告書**  
(マイナンバーの記載及びマイナンバー写しの添付が必要になります)

## 掛金収納受取金融機関

<五十音順>

阿波銀行	伊予銀行	愛媛銀行	香川銀行
観音寺信用金庫	JAバンク香川	四国銀行	高松信用金庫
中国銀行	百十四銀行		

## 小規模企業共済制度

香中退共では事業主向けの退職金制度『小規模企業共済』も取扱っております。詳しくは当会までお問い合わせください。

安心  
安全

国がつくった

# 小規模企業共済

＼こんな悩みにお応えします／

年金に不安を感じたら

無理のない月額で積立をしたい

## 退職金制度についてのお問い合わせは



かちゅうたいきょう

香川県知事許可(24労政 第57637号)・高松税務署長 承認(高法3第54号)・所得税法施行令第73条該当団体

一般社団法人 香川県中小企業退職金共済会

〒769-0104 香川県高松市国分寺町新名419番地2

担当者:

TEL: 087-814-4311 (営業時間: 平日9時~17時30分)

FAX: 087-875-9066

Email: info@kataikyo.com

お問い合わせ・資料請求・  
各種書式ダウンロードは

香中退共ホームページ  
<https://kataikyo.com>



お知らせ・キャンペーン・  
イベント等の最新情報は



### 沿革

昭和52年12月13日

昭和53年 1月30日

平成25年 4月 1日

香川県知事の許可を得て、社団法人香川県中小企業退職金共済会が設立される。

所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済制度」として高松税務署長の承認を得る。

公益法人改革によって、一般社団法人香川県中小企業退職金共済会としてスタートする。